

官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム

(第4回)

議 事 録

○村木自殺対策推進室長 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」第4回会合を開催させていただきます。

始めに、中川自殺対策担当大臣からごあいさつをいただきます。

○中川大臣 今日はお世話をおかけいたします。担当大臣の中川正春でございます。今日は三役が来まして後藤副大臣、園田政務官、それから本多補佐官がそろいまして、お世話になりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

平成10年から14年連続で自殺者が3万人を超えるという厳しい状況が進んでおりまして、政府だけではなくて地方公共団体や民間団体あるいは自殺対策に携わるさまざまな力を結集して、対策を総合的に推進していく。これが重要な認識になっていると、危機感を持って考えております。

特命チームではこれまで医療や精神保健の関係者の皆様にお越しをいただいて、意見交換をしております。今日はさまざまな角度からということで、日本弁護士連合会と日本司法書士会連合会の皆さんにお願いをしたということでもあります。3月実施中の自殺対策強化月間において、それぞれの団体に御協力をいただいて進めさせていただいておりますこと、改めてここでお礼を申し上げたいと思っております。

相談業務など、現場の最前線に立たれている皆さんの話を伺いまして、総合対策の検討にしっかり資していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございます。

○村木自殺対策推進室長 大臣ありがとうございます。

今、大臣からもありましたように、副大臣、補佐官が交代されましたので、後藤副大臣、本多補佐官から一言ずつよろしくお願いいたします。

○後藤副大臣 副大臣の後藤でございます。

今、大臣がお話したとおりでございますが、大臣を補佐しながら十二分に自殺対策が推進できるように努力をいたします。

ついこの数日間、私の近い親戚の中で経済的ま問題、また、病気の中で自ら命を絶とうというところまで、その直前まで迫っていましたが、ということを見ると、本当に重要な施策だと思っています。特に日弁連の先生方、司法書士会の先生方、一番現場に近いところでそういう御相談をしていると承知しています。是非今日は忌憚のない御意見を賜りながら、一層の施策の推進に努めてまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○本多補佐官 補佐官をしております本多と申します。

これまで末松補佐官が担当だったんですけれども、異動されましたので私が後任としてやらさせていただきます。大変大切な課題ですので、内閣府の皆さんと一緒に総理官邸も省庁横断という観点からもしっかり取り組むためにも入らせていただいて、一緒に議論していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村木自殺対策推進室長 ありがとうございます。

園田政務官には引き続き自殺対策を御担当いただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。今日は現場で活躍する団体のヒアリングの第3回目ということで、法律問題の観点から悩みを抱える方々の御相談に乗っておられる日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の2つの団体の方にお越しをいただいております。各団体から御説明いただいた後、まとめて意見交換のお時間をとることにさせていただきたいと思っております。

それでは、まず始めに日本弁護士連合会における自殺対策の取組みにつきまして、御説明をよろしくお願いいたします。

○新里日本弁護士連合会副会長 日弁連の副会長をしております新里でございます。座ってお話させていただきます。

私自身は弁護士になって30年経っておりますけれども、当初から多重債務の問題に取り組む中で自殺と向き合ってきた。または中小企業者の方の自殺ということもございまして、私の具体的な依頼者でも手形不渡りを出した日に自殺をされた。そして遺書があって保証人に迷惑をかけられないので生命保険で何とか債務整理をしてくれと、遺書に私の名前が書いてあって、新里弁護士に頼んでやってくれと言われて、まさしく弁護士の実務として現場の問題として自殺に取り組んできた中で、2006年に貸金業の改正があって、その際にも当時担当の渡辺喜美副大臣が、この法律を作ることによって借金で自殺をするような社会を変えていく一歩にしようというお話をさせていただいて、大変嬉しく思ったところでございます。そのような形で個人的にも、それから、弁護士という立場としても、この自殺問題に向き合ってきたということでございます。

今日、私の方で資料1という形でございますので、これに従う形で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現状認識、現場での問題点でございますけれども、自殺の原因・動機となる法的・社会的問題への取組みということで、自殺の原因・動機については健康問題に次いで経済・生活問題、家庭問題、勤務問題、男女問題と学校問題と続いてございますので、経済生活問題以下は法的問題を含んだ社会的な要因によるものということで、とらえられるのではないかと考えております。

弁護士会の取組みから見ますと、先ほど述べましたように多重債務の問題では弁護士会で専門相談の窓口を作って、ずっと取り組んできたということでございます。先ほど述べましたけれども、2006年の貸金業の改正の際に、平成16年度の生活経済での自殺者が8,000人ということが大きな要因となって、法改正が進んだと理解しているところでございます。

貧困対策についても、まだ全部はできておりませんが、12の単位会で専門相談窓口を作って、労働、生活保護の問題等に取り組んでございます。更にDVや虐待、労働の問題等々、子どものいじめの問題等についてそれぞれ専門の委員会がございまして、各委

員会が110番、ホットラインという形で取り組んでいるというのが実際でございます。

緊急時での対応ということでございますけれども、これについてはなかなか弁護士として取り組んでこられなかった問題ですが、何とかこれについても取り組んでいきたいということで、まずは研修をしていかなければいけないだろうということで、今日、資料を付けさせていただいておりますけれども、今日、資料を付けさせていただいておりますが、関連資料ページ1ということで、実は私自身は仙台弁護士会の会員でございまして、昨年度は私は仙台弁護士会の会長をしております、何とか弁護士会としてきちんと取り組もう。実はこのマニュアル自体は宮城県医師会と共同で作ったものでございまして、宮城県の自殺対策の予算100万円をいただいて研修、マニュアルを作ったということで、宣伝でございますけれども、4/56に私が刊行のあいさつをさせていただいているところで、私自身は先ほどのような思いもあったものですから、仙台弁護士会で何とか医師会とも協力した形で取組みを進めたいということで、こういうマニュアルを作ったところでございます。

適切な機関等への引き継ぎという問題もございますので、今日、ちょっとぶ厚い資料もございますけれども、全国協議会シンポジウムというものがございまして、このような形で資料集を作ってシンポをしたりする中で取り組んでいるところでありまして、内閣府、厚労省の後援をいただいております。

12月3日、今回の取組みということで暮らしと心の総合相談という形で進めさせていただいて、今日、資料が間に合いませんでしたけれども、全国で取り組んで、相談件数からすると636件の相談がなされたと聞いているところでございます。その中で一番多かったのは家事に関する相談が70件、多重債務に関する相談が48件、年齢的には40代の方が67人、50代、60代の方がそれぞれ48人となっていて、また今後これについて分析等を進めていきたいと思っております。

今後の取組みと課題でございますけれども、よくいろんな調査で自殺に至る直前、皆さんがそれなりの専門家に相談されている中でも防げていない問題もあるものですから、自殺を人権の問題、社会として取り組んでいく課題だということで、追い詰められた末の死であるということで、適切な行動を選択という自己決定権が侵害される。生きる権利という究極の基本的な人権が侵害されている問題だということで、取り組んでいかなければならない大きな課題だということで、弁護士会でも位置づけているところでございます。

そんな中で本年度、日弁連一番の事業というのは秋に人権大会というものを全国から数千人の弁護士が集まって取り組んでいるわけですが、その1つのシンポジウムにこの自殺の問題を今年は取り上げております。日司連さんに比べると日弁連の方が取組みが客観的に見て遅れていると思っております中で、こういう大きなシンポジウムを開く中で取組みを進めていかなければならないと、日弁連としても今年が大きな自殺対策の取組みを進めていきたいと考えてございます。

実は今日、隣にいる古本は実行委員会の事務局長でございまして、実は国として対策を

とって成果を出しているフィンランドに調査に行つて、今日帰つてきたところでございまして、もしかすると意見交換の中でそういうことも触れさせていただくことができればいいなと思つております。そんな中で進めていきたいなということで、最後、自殺対策行政に求めることということで、自殺対策におけるソーシャルワーク（社会的問題の解決）の重要性の再認識と、それに対応した施策の実施。希死念慮者・未遂者・自死遺族などを支援するための相談窓口、ネットワーク形成に対する積極的な関与等が、国として必要な政策なのかなと思つているところでございます。

私自身からすると国の自殺関連予算の積み増し、または使いやすいような仕組みが求められているんだろうと思つているところでございます。

以上でございます。

○村木自殺対策推進室長 ありがとうございます。

それでは、次に日本司法書士会連合会における自殺対策の取組につきまして、御説明をお願いいたします。

○安藤日本司法書士会連合会常任理事 日本司法書士会連合会常任理事の安藤と申します。よろしくをお願いいたします。

今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。私ども日本司法書士会連合会では平成19年の定時総会におきまして、多重債務者対策と自殺対策とは密接な関係にあるとの認識に立ち、多重債務者の救済を積極的に推進する決議という決議が採択されまして、それを契機に担当部署である自死対策の問題に関する委員会を設置しました。その当時から既にゲートキーパーとしての役割を認識していたというのが、この決議の表れかなというふうに私たちは評価をしております。

続いて、次の年の平成20年の総会でも一歩進めた決議がされまして、ちょっと長いんですけども、自殺総合対策大綱において期待される司法書士の役割を認識し、国、地方自治体を始め関係機関並びに諸団体等と一層の連携を図り、社会全体で命を支えるネットワーク構築を目指す決議というものをしております。これは司法書士だけではなくて当然自治体であるとか、ほかの団体と連携をする必要があるということを確認して、社会全体で取り組むことが大変重要だということを示した決議そのものでございます。

そもそも私たちが自殺対策に興味を持ったのは、当然ですが、多重債務の問題にずっと関わっておりまして、一方では自死問題と委員会を設置し、一方では貧困に対する委員会を別に設置をいたしまして、そこで活動をしております。

貧困の方は生活保護等の相談を中心に、今年度におきましては15の司法書士会におきましてそういう実施要領を作成したり、相談会を実施して生活保護に関する相談を行っております。多くの会で自死に関する委員会を設置して、実際に司法書士会単位での活動を盛んに行っているという状況です。

詳しい状況は、委員の清水の方から報告させていただきます。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 初めまして。日本司法書士会連合会から

まいりました、司法書士の清水と申します。よろしくお願ひいたします。

神奈川県司法書士会に所属しております、そちらでも自殺対策と貧困問題に関する担当の理事をしております。

かいつまんで私の方から若干取組等の御案内、御説明をさせていただきます。

資料に関しては、我々日司連はホチキスどめの1部だけなんですけど、当然御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、こういったメンタルヘルスハンドブックですとか、これは連合会の方から出してあります。今は改訂作業中ですので、今回、皆さんにお配りするのは控えさせていただきました。これは精神科医の皆さんに好評で、これを使って説明していただいたりもさせていただきます。

平成20年に連合会主催で法務省、内閣府に御講演いただきまして、全国的なシンポジウムをさせていただいて、この辺が対策としての我々の皮切りなわけですが、あるいはこういった冊子、各司法書士会、各地の司法書士会でさまざまな冊子を発行しておりますけれども、膨大な量になってしまいますから、これは今回割愛させていただいております。

直近の主だった活動だけ今回こちらにペーパーにさせていただいているんですが、まずその前に我々別に弁護士さんと比較するわけではないんですけど、司法書士ということで地域で密接な連携というものが今、既に進んでおります。特にここ2~3年なんですけど、ダイレクトにお電話ができる精神科医さんとかPSW（精神保健福祉士）さん、社会福祉士さん、臨床心理士さん、さまざまな人と地域の精神保健福祉センター、保健師さんといった方と連携して、ダイレクトに自殺念慮者の方のケアを全部ではないんですけど、各地で行っています。

これは弁護士さんも同じだと思うんですけど、この前3月12日に神奈川で、我々の地元で神奈川県司法書士会主催で小さめのシンポジウムをやったんですけど、そのときPSWさん、精神保健福祉士さんの方が、なかなか精神保健福祉士さんは意外にも自殺対策に余り意識が行っていない、疎いというお話をしていたんです。それはいつも死にたい死にたいと言っている方と接しているの、なかなか対策ということに思いが行かない。

逆に我々はずっと対人の業務ですから人と接してはいるんですけど、もしかしたら死にたいという方のところに思いが行っていなかったというところで、むしろ対策というところから入って、どういうふうに普段の業務で自殺というものを意識づけるかという活動を恐らく我々もそうですし、弁護士さんも日常で会員にいかにして浸透させるかという取組をしているかと思ひます。

その一端がいろいろなシンポジウムですとか研修会だと思うんですけど、その中で我々司法書士会としては、まず資料1は各会の取組みということで、我々日司連は全部で50単位会全国にありますので、恐らく弁護士さんとか他業種も同じだと思うんですけど、こういった取組を現状でしているのかというのをまず把握して、自殺対策が自前でできる単位会、あるいはこれからやろうとしている単位会、まだやる気のない単位会、そういったところを選別する作業をするためにアンケートをとりまして、ちょっとしたこういった取

組の概要にまとめてあります。

主立ったところは手前味噌になりますが、我々の神奈川県司法書士会ですとか、群馬会、静岡県会、これからやろうとしているところが三重県会ですとか、かなり地元の病院とも連携してこれから大規模な連携を図ろうとしているのが大阪会です。コアとなる司法書士がいるということで兵庫県会、既にベッドサイドの法律相談ということでダイレクトに救命救急から連絡をもらって、多重債務等の法律問題が生じている場合は駆けつけるといった活動をしている福岡県会、あとはかなり昔から独自に活動している沖縄県会、こういったところが主立ったところですので、ごらんになっていただければと思います。

2月、3月で特に大阪会と神奈川会、国の緊急強化基金を利用させていただいて、ここ3年ぐらい対策を行っています。こちらが最初は大阪の何でも無料相談会。その次が研修会で、13ページが先月開催した神奈川での包括相談会。やはりこの前3月12日に開催した連携をテーマとしたミニミニシンポジウム。ちょっと失敗したときのためにミニミニというふうに付けたんですけれども、とりあえずおおむね成功だったので良かったです。

この3年間の感想としましては、最初のころはやはりどうしても運営ですので、集客とかそういった面がとても気になるところです。すかすかだとやった意味がない。半減してしまいます。ただ、ここ1年くらい事前の申し込みが例えば10名とか20名であっても、結局シンポジウムを開いてみると60~100名の皆さんがいらっしゃるという状況ですので、いろいろな場面で、いろいろな機関において自殺対策というものが、皆さんの努力のおかげも当然あるかと思えますけれども、かなり浸透しているのではないかという実感はとても受けるところです。

また、包括相談会も特に私は神奈川ですので神奈川の事例で御説明しますと、大体枠を設けまして、30の事前の予約の枠を設けるんですが、大体倍ぐらいの電話が来るんです。これは毎年やっているんですけれども、もうこの3年ぐらいやっています、去年は要はさばき切れなかった30件のお電話というのは、我々司法書士で後日電話をして個別に対応したんですが、今年は翌週に社会福祉士さん主催の同じような包括相談会、我々が相談員としてそちらにも行くんですけれども、そういったものがありましたので、社会福祉士さんの相談会につなぐことができました。こういった形で去年よりもぼんぼんと1週間か2週間おきにいろいろな団体が主催するような形になっておりますので、連携という意味では司法書士会と社会福祉士で相談しまして日にちをずらしたんです。こういったことも連携の成果だと思うんですが、かぶってしまっただけでは意味がないと思いますから、こういった形で成果も出ているのではないかと考えております。

こちらは全青司といいまして、弁護士さんも青法協とか税理士さんも青税とか、我々は全青司という青年会があるんです。全青司というのは昔から割と派手に活動している団体なんですけれども、ちょうど私が発行の責任者を3月までやったものですから、2月号に3月の自殺強化月間に向けて全青司会員は約3,500名くらいいるんですが、少しでも意識の啓発になればと思ひまして、内閣府さんの力をお借りしまして20ページ、村木室長にメ

ッセージをお寄せいただきまして、メインの寄稿は我々日司連の対策部の副委員長から専門的に書いてもらって、発行は全青司という形でうまく業界内、行政との連携ができたのではないかとこのところ御紹介させていただいております。これもかなり評判の良いところですよ。

それ以外の資料に関しては、この後の意見交換で少し触れさせていただくような感じになります。

2 ページ、自殺対策行政に求めることは、次のところで少し意見を発言させていただければなと思っております。基本的に司法書士会の方で弁護士さんもそうかもしれませんが、今まで精神保健福祉センターなんて2～3年前は知らない司法書士、もしかしたら弁護士さんは多かったと思うんですが、それを知っていれば精神保健福祉センターに相談してみたらどうですかぐらいの相談は言えるようになったんですけども、更に一歩進んで顔の見える連携というものを我々は目指していますので、それができると精神保健福祉センターのだれだれさんに紹介しましょうか。その方ならよく話を聞いてもらえますよという形でダイレクトにつなげるかどうかというのはすごく違ってくるかと思っておりますので、我々は連携と、連携をすれば人が必要になりますから人材、ゲートキーパーの育成と、ゲートキーパーを育成するためには気づきが必要ですから意識の啓発。この3本柱で事業を行っておりますので、行政、特に国のバックアップ、特に財政面ですとか人材育成面などのバックアップなどを更に強化していただいて、今後も24年度以降も自殺対策につなげていただける。今日はその話ができればなと思っております。

長くなりましたが、以上になります。

○村木自殺対策推進室長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして自由に意見交換をお願いしたいと思います。

○中川大臣 フィンランドの話を聞かせていただけますか。

○古本日本弁護士会貧困問題対策本部委員 では、ちょっとお時間をちょうだいしまして発言させていただきます。日弁連の古本です。

既にフィンランドについては内閣府でも3年前に調査に行かれて、2年前の白書で簡単な報告を載せていただいています、それに示唆を受けて日弁連でも今回、約10名のメンバーで10日間ほど調査に行っていました。全部で12か所ぐらい訪問先を絞って調査をしました。

本当に今朝帰ったばかりですので、総括する段階ではないので私の個人的な感想としてお話しさせていただきます。フィンランドは1987年からプロジェクトを作って、10年間で年間1,500人自殺で亡くなっていたのを1,000人に減らしたという実績があるとされていますが、その前半で何をしていたかと言うと、自殺の要因の詳細な聞き取り調査に時間をかけて、年間1,500件分すべて行っていたというお話が印象的でした。

今日のレジュメの中で自殺対策行政に求めることとして、ソーシャルワーク、社会的問題解決の重要性を再確認していただきたいというふうに挙げたのは、自殺対策と言うと精

神衛生分野、うつ病であるとか、そういう対策が医療モデルとすると、その背景にある社会的問題、このソーシャルモデル部分についての対策が両者を比べると、ソーシャルワーク部分がまだ不十分なのかなと感じています。

それはなぜかというふうに考えますと、医療モデルの部分はどういう病気でどうなったらこうなりましたという数値化が非常にわかりやすくできるものですから、学問的な裏付けのある対策がきちんとできるということが大きいのかなと思います。

ソーシャルモデル部分の対策が裏付けのある施策としてきちんとうまくできるためには、自殺の要因を詳細に分析することがきちんできていないと、実行に至らないのかなと思いました。その要因分析を詳細にしているということが、我が国の現状と少し違うかもしれません。

ある方にお話を聞きますと、3万という数字も場合によってはもっと多いのではないかと。特に若年層の自殺が警察統計などでは事故として扱われている可能性もあるのではないかと。という指摘がございます。そういうことも含めて自殺の要因分析の重要性を感じたというのが1点ございます。

今日の会議のテーマでもあります官民が協働するという仕組みについては、フィンランドではうまく実行できているのかなと感じました。自死遺族の団体、精神疾患の患者の団体、精神病患者の家族の団体、こういうものにうまく社会的な資源を集約させる仕組みを、具体的に言うと内閣府の調査でも紹介されていましたが、独占的な地位を与えられたスロットマシン協会。要するに国民がギャンブルで使うお金を社会保障に充てるという仕組みがうまく機能しておりまして、そういうもののお金を活用して民間の団体が行政を手助けする形で、うまく機能していると説明を受けたのが印象的でした。

残念ながら、弁護士あるいは法律家が自殺対策に大きな役割を果たしたという話は聞けませんでした。

以上です。

○新里日本弁護士連合会副会長 私は宮城の弁護士なものですから、実は宮城県内で一番自殺が多かったのは栗原市という仙台からちょっと北の方に行った市なんですけれども、そこで実態を調査して、何をしたかということと生活経済苦、借金で自殺する人が非常に多いということで相談体制を作る。ただ、相談体制だけ作ってもなかなか相談者は来ないということで、いわゆるのぞみローンといって借金に困った人はお金を一本化して返すことによって、何とか急場をしのぎたいという思いがあって、のぞみローンを民間の地元の2つの金融機関と連携をとったということで、そうしたことで非常に相談が増えた。

ただ、実際にお金を案件というのは非常に少なく、借金の整理をきちんとして、自治体の職員の方が非常に手をかけて、親身になって御相談に応じる。それに弁護士も御協力させていただいたということで、明らかに自殺者が減っていると言うんです。

ですから、そういう私自身が思っているのは98年に自殺が3万台になって、その年の前の年が山一証券が倒産をしたり、北海道拓殖銀行が破綻をして、翌年3月に中小企業が

ばたばた倒産をした、失業率も非常に高くなった中で8,500人が増えて、自殺者が3万人になった。それ以降14年間続いているということですから、最終的には精神的な疾患を患って、7割以上の方が自殺に至るということですから、そういう社会的な要因とともに解決するような仕組みを検討していくべきではないかと思っております。

○佐々木構成員 今日、弁護士さんと司法書士さんが来られるという、ちょっと奇異な感じがしたんです。

先ほど弁護士さんの方から、100万円ほどお金をもらってマニュアルを作ったとおっしゃっていましたが、その活動の動機と資金的な問題ですね。経済的な裏付けがなければ運動も何も活動はできないと思うんですけれども、その辺はどういうモチベーションからこういうことが起こっているのでしょうか。

○新里日本弁護士連合会副会長 先ほど述べましたように、弁護士会の方は司法書士会も一緒だと思いますけれども、借金で自殺する方が非常に多いという認識を持っていて、ずっと借金の相談窓口を作ってきた。ただ、やはりそれだけではない。精神疾患に至って自殺に至るとすると、自分たちだけでこの問題に取り組めないのではないかといったときに、ちょうど自殺関連予算があって、それが県の方に基金があるということがあって、企画を県の方に提案をすると基金の事業として一定のことができるということがあって、基本的にはモチベーションがある中で国の予算があって、それが県の方に基金として積み重なっていった。それが提案型でできたということで手を挙げさせていただいたということでございます。

○大塚構成員 もともとクレサラ被害者は、かなりずっと前からですね。

○安藤日本司法書士会連合会常任理事 もう30年以上続いています。

○大塚構成員 サラ金被害者を支援する運動には、弁護士さん、司法書士さんがずっと関わっておられまして、それがここ数年は自殺対策へという流れがある。

○安藤日本司法書士会連合会常任理事 司法書士も全く同じで、債務整理の相談を受ける中で債務は何とかなるんですけれども、その後の生活をどうしようかというのが必ず残るので、その部分が十分自分たちではできないということで、そういういろんな方と連携をして生活再建をしていこうという視点から、その1つが自死対策となったと思います。

連合会のこの委員会の予算は年間500万程度なんですけど、各司法書士会でそれぞれ委員会があるところは、委員会の予算を何百万ぐらいですかね。会によって違うでしょうけれども、作って、東京会はかなり大きな予算を作って、自分たちの自前のお金でこういうものを作ったりしているというのが現在の状況です。

○佐々木構成員 この間の会議で、私は何もわからないくせに、今、自殺対策で使われているお金は物すごく大きくて、一千億というオーダーだと思うんですけれども、そういうお金がきちんと有効に使われていないから、3万人という人間がずっと自殺している。お金が有効に使われていけば減るはずではないかという発言をしたんですが、例えば皆さん方がやっている活動の中でもう少しお金があれば、もっと効果が大きくなるということは

ないんですか。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 今、お金というお話は恐らくここ 21 年度から 23 年度までの地域自殺対策緊急強化基金とか、そういった全体で 100 億円のものなんです。各経費にそれが割り当てられまして、県の行政を通して各弁護士会ですとか司法書士会に幾ら予算を取ってありますので使ってくださいという形で、もともとはお話が来るんです。

我々神奈川県司法書士会、これは県単位ですのでまず 1 つ要望としては、こういった活動が例えば司法書士で言えば全国で 21 年度はぼこぼこだったものが、例えば東京もこれからやり出すというお話になっています。そうすると、東京と神奈川はほぼ首都圏で同じような地域ですから別々でやっても意味がないんです。

我々神奈川県ではここ 3 年間、基金を使ってパンフレットを作ったり、シンポジウムを開いたり、包括相談会を開いたり、海外の研修会をやってきましたんですが、東京でもやるとなると合同でやった方が、もしかしたらメリットがあるような活動もありますので、そこは私は内々に県の精神保健福祉センター、内閣府の御担当の中に合同で使ったりできませんかと聞いたんですが、なかなか振り分けが難しいというお話だったので、活動が活発になればなるほど近県でやるというケースが増えてくるので弾力的な運用です。あとは全国組織で使えるような運用をもう少し 24 年度以降は考えていただきたいということです。

なかなか確かに振り分けの関係だと、東京の精神保健福祉センターと神奈川県の精神保健福祉センターで、さあどうしましょうという話になって、なかなか話が進みませんので、その辺を是非お願いしたいなというところと、その基金がもっとあればという対策としては、例えば各地域にコアとなる人、例えば我々は法律関係の相談を受けていて、何も多重債務だけではないんです。

司法書士で言えば抵当権抹消登記で来られた方、住宅ローンが完済しましたということで、銀行から住宅ローン抹消セットというのが送られてくるんです。抵当権を抹消してくださいと来た方はよくよく聞いてみたら御主人が自殺されて、それで保険が適用になってローンが完済されたということもあり得るんです。そういうときに委任状はありますね、抵当権の書類は全部そろっていますねと言って機械的にやってしまっただけでは、そこを見逃してしまうと思うんです。ですから、我々司法書士は多重債務に限らず、あらゆる相談にそういったものが裏側にあるんだということを会員に周知をしているんですけれども、そういった意識の変革が必要だと思います。

その中で、我々はそうは言ってもメンタルヘルスの専門家ではないですから診断はできませんので、そこでダイレクトにいち早く精神科医の先生につなぐべきなんですけど、ただ、精神科医の先生も数が足りていませんし、各地域に自殺対策の専門家がいるとは限りませんので、その間をつなぐコーディネーター役、例えば PSW さんとか臨床心理士さんといった方に地域の核を担っていただいて、くさび役といいますか、管制塔的な役割で、上がってきた情報をダイレクトに連携している関係各機関につないでいただく。そういった方を

設置してほしい。

そのための予算措置ですとか規制の変更ですとか、あるいは国や行政からのバックアップが必要なのではないかと思いますので、これは我々が使うお金ではないんですけれども、もしかしたら何か大きな変化が必要なのもかもしれませんが、そういったことをしていかなないと、今は精神科医さんを中心に顔が見える知り合い同士でつながっているんです。我々法律家、地域の方、PSWさんなど専門家の方、あとは自死遺族の団体の方とか、顔の見える連携はできているんですが、逆に言うと組織同士の連携はできていませんので、組織同士の連携をするためにはそういった人材を配置する。そのためにはどうしてもその人の給料、日当等の手当が必要になってきますから、そういったものの予算措置なんかは必要なのではないかと思います。

○中川大臣 私自身も、中小企業の経営者から、資金繰りができなくて倒産という直前に、銀行に口をきいてくれ、何とかしてくれという話を過去に頼まれたことがありまして、結果的にはそれがうまくいかなくて、1年後に自殺という非常につらい思いをしたことがあったのですけれども、今の日本の社会規範、法律の仕組み、この中にもっと工夫ができるような要素はないのだろうかという、その視点で見たときに現場でどういう意識を持っておられるか、聞かせていただければと思います。

例えば、私も過去にいろいろな議論をしたのですが、破綻法制において最終的に丸裸にせずには経営者がセカンドチャンス、サードチャンスを持っていけるようにするためには、基本的には周辺部分だけは残してあげるという工夫もできるのではないかと思いますとか、あるいは資金的な話だけではなくて、離婚の解消に至る過程の評価ですとか、そういうウェットな社会から、もう少しドライな規範でもって整理すれば、追い詰められることからある程度解放されるのではないかと思いますという議論をやったこともあるのですけれども、具体的な話になかなかたどり着かないのです。

○新里日本弁護士連合会副会長 すべてとは言いませんけれども、私の先ほど言った遺書の方は何でそこまで追い詰められるかと言うと、保証人に迷惑をかけたくないという問題がございまして、これは民主党のマニフェストの中でもあったと思いますが、やはり個人保証万能の時代から中小企業の資金手当ができることを前提ですけれども、保証をとらないような社会に変えていけないのだろうか。

実は今、金融庁の指導ガイドラインで、新規の貸付けについては原則として第三者保証人をとらない扱いになっているんです。例外的なことでもとるような場合もあるようですが、ほとんど九十数%、第三者保証人をとらない。

今、債権法の改正の中で保証制度をどうするのかということもありますので、その中で今の金融実務を前提として保証をとらないような社会に変えていく。それがやはり出口がないと言うんですか、そこを処理する大きなことになって、今、一部ではもしかすると今日だと思えますけれども、債権法改正で保証制度のところが議論になっているところと、そこが1つと、今、出た離婚のところでも非常に今は調停離

婚が増えてきているということで、離婚の件数は変わらないが、調停の件数が増えてきて、男性の方が利用するケースが増えてきたという形の中で、きちんとした制度の中、例えば法律家も入ったり、そういう裁判所の中できちんとした解決をする中で、ぐちゃぐちゃとした非常にウェットな世界での解決でないものを目指すようなことも、必要になってくるのかなと思っております。

それから、先ほど言った破産法制のところはまさしくそのとおりでございまして、実は重なるかどうかわかりませんが、最近、被災地で二重ローン対策ということで私的整理ガイドラインというものが昨年8月22日から運用されているんですが、今年になりまして自由財産500万までは残せるという、いわゆる被災者生活再建支援法とか、被災による給付のほかに更に500万ぐらいお金を残せるような仕組みを変えているんです。

それは今、破産の中での運用でも丸裸にするのではなくて、再建をするためには自由財産を増やしていこう、それを大きく被災地の中でやろうということで大胆に500万というものを更に上乘せする。それで非常に制度が利用されてきているんです。その意味で次に再建するような仕組みをどう国が制度として支援していくかということの中で、私的整理ガイドライン、被災地の支援という格好で見えてきた。それを一般化するような仕組みというのが更に必要になってくるのかなと思っております。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 債務に関しては2つ私は考え方があろうと思うんです。今、先生がおっしゃったようなこともそうですし、極端な話、例えば精神科医による診断書があった場合には、例えば取立てを中止するといった運用ももしかしたらあってもいいかもしれないし、あとは自死遺族です。これは弁護士さんで有名な和泉弁護士という方が積極的に取り組んでいらっしゃるんですが、大家さんから自死遺族の方に高額な損害賠償とか、そういった問題があるんです。そうすると自死遺族の方もやはり自殺のハイリスク者ですから、にっちもさっちもいなくなって、ただでさえ家族を亡くされているのに更にまたひどい状況になるというようなこともあります。

原状回復をめぐるガイドラインに対する要望書も昨年か一昨年出ているはずなんですが、その後、それに対してどうなったか私は調べていないのでわからないんですけど、そういったガイドラインの運用なんかも早急に見直していただく必要があると思います。

ただ、多重債務は皆さんも専門家でいらっしゃるのでも御存じのように、いろんな要因が絡んで自殺に至りますので、多重債務が大きな要因かという小さくはないんですけども、我々司法書士も当然弁護士さんも昔から、それこそ14年どころか20年以上、それこそ何十年にわたって多重債務処理をやっているんです。だったら減ってもいいんですけども、減らないということはやはり複合的な要因が絡んでいることの裏返しでもありますから、最後ただ単に整理すればいいということではない。やはり整理していく中でどういう依頼者の方の状況を把握しながら整理していくかというのは、とても重要だと思うんです。

これは内部のことをさらけ出すようで恥ずかしい話ですが、司法書士も弁護士も大きな

法人というのが今、債務整理を一手に引き受けて、それこそ月に何百件とか、年間何千件という形で機械的にやっているんです。債務を整理すればその人は救われるかと言うと、決してそうではないんです。例えば自殺で手首を切った未遂者の方が傷口だけ救命救急で包帯をしてもらって、何のカウンセリングも受けないでもし帰されたとしたら、その方は自殺を多分してしまうと思うんです。それと同じで我々もただ単に債務整理をして、はいお帰りください、債務はなくなりましたということでは悩みは解決していませんので、やはりそういうところのメンタルな面にどうやって光を当てて、適切な専門家つなぐかという連携が非常に重要ですし、早急に連携をしていかないと、ぼやぼやしていると死んでしまいますから、1日何十人というペースで亡くなっていますから、そういった体制を各県で作っていかないと、そのためには先ほど言ったコアとなる人を配置してやっていかないと、どんどん自殺される方はとどまるところを知らない状況は変わらないのではないかと思います。それと両輪で先生のおっしゃるような法律的な手当てをしていかなければならないと思います。

○大塚構成員 先ほどから精神保健の分野と弁護士や司法書士との連携に関する話題になっていますが、大分できてはきている。たと思っています。長崎では司法書士の先生や弁護士の先生と、我々精神保健の専門家が合同での相談会を平成21年の夏ぐらいからずっとやっていますけれども、ただ、そこにつながる人というのは何人かなんです。

私たち専門家と言われる者への相談につながった人に関しては、今私たちがやっていることを一生懸命やれば自殺者は減るんでしょうけれども、要は自殺のハイリスク者の多くの方はそういった相談に行かないわけです。精神科医は弁護士さん、司法書士さんと連携することで医療や法律相談が必要なハイリスク者を適切な相談につなぐという体制が広がったんですが、我々医者は連携する関係者としてそれ以上の広がりがないんですけれども、弁護士さんや司法書士さんは連携できる関係者に関してそれ以上の広がりがあるような気がするんですが、何かないですか。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 これも本当にせっかくの会議ですので正直に言いますと、年に2回神奈川の方で県の精神保健福祉センターが主催して各団体の担当者を集めて、神奈川自殺対策会議というものをやっているんですけれども、横浜弁護士会さんと我々神奈川県司法書士会がよく活動の報告をするんですが、研修などをやった報告として、どうしてもなかなか人が集まらなくてという、弁護士会さんもやはり1,200人ぐらい横浜に所属していて、大体メンタルヘルスの研修をやると参加するのは20人とか30人。200~300人ではないんです。

我々司法書士会も正直似たような状況です。あと何百人という司法書士、弁護士というのがまだまだそこに意識が行っていないんです。ですから、連携をしていく中では人が先ほど申しましたように絶対的に足りなくなってくるから、人材を育成していかなければいけないんですが、まだまだそういった啓発というのは会内で、各業界内でしていけないとしていかないといけないので、大塚先生おっしゃるように広がりというのは一気に広が

りを見せる可能性はあるんですけども、まだまだ我々のような、手前味噌ですがコアとなるような人間が全国的にネットワークを築いて、少ない人数でやっているというのが本当の実際のところではあります。

ただ、フットワークは良い方だと思いますので、今のところ何とかなっていますけれども、そのうち壁にぶち当たるのではないかというのが、この関係は多分できてくるんでしょうけれども、その向こうにいっぱい医者にも行かない、弁護士にも相談しないという方が結構やはりいるみたいです。

○新里日本弁護士連合会副会長 3月13日から3月末までだと思いますけれども、寄り添いホットラインという、これは内閣府の事業が始まっているということで、社会的包摂センターという一般社団法人で、私もその理事をやっているんですが、もしこれでうまくいくのであれば、4月からは本格事業ということで1年間を通した事業になって、各地でいわゆる24時間の相談だけではなくて、それをサポートする体制まで作っていきこうということで始まってきていて、今までは相談を聞いただけということをも更に何か進められないかということがあって、それがどういうふうに実りあるものになっていくのかどうか、そういうものも1つのことなのかなと思って、私自身もかんでいることもあることから、うまく行ってほしいなと思っています。

それと1点だけ、私は被災地にいるものですから、阪神・淡路大震災のときでも5年間で250人ぐらいの孤独死、自殺の方がいたということで、今、宮城では私は別の一般社団法人の理事長をやっているんですけども、そこでも仮設の見守りの事業をやっておりまして、何とか孤独死とか自殺者を出さないような仕組みにしようというのが、被災地では私たちの団体だけではなくて、社協さんとかいろんな団体がやっている。

そういう意味ではそういうことを予算的に、財政的に国の方が支援をするという格好も1つ、被災地だけということかもしれませんけれども、あるのかなと思っております。

○安藤日本司法書士会連合会常任理事 先ほど引っかけたことない方ということで、まさに例えば神奈川の先ほどの包括相談会なんですけど、これは基金を作って年1回やるのがせいぜいなんです。365日あって、たった年1回。それなりの成果はあるんですけど、どうしても30日しか受けられない。

ここで参加された社会福祉士の先生がおっしゃったのは、これからアウトリーチの相談活動をしていかなければいけない。では、それはどうしようかということで、当然人もお金も必要なので、できれば国の方で把握されていращやる、例えば神奈川で言えば大和市とかモデル事業があるんですけども、県の方でもそういったモデル地区を設定して、定期的に何曜日の何時から何時なら各種専門家がいる相談会があるといった体制が整えられればなということで、今ちょうどこの前の相談会を契機にメーリングリストを作って、各専門家が入っていろいろ相談ができる体制、情報交換できる体制を整えています。

ですから、そういったところで24年度以降、またワンステップ上がって、言い方はあれですけども、打ち上げ花火ばかりやってもしょうがないですから、もう少し足元

を見た相談体制を作っていきたいと思っています。そのバックアップをお願いしたいと思っています。

それにつながって1点なんですけれども、内閣府さんの方でどれだけ各団体の活動ですか取組みを把握していらっしゃるのかというのも我々はわかりませんので、できれば今回の大綱改正を契機にしたこういった会議ですが、それとは関係なく年1回、情報交換会みたいなものが全国組織の担当者同士で幅広くあってもいいのではないかと。内閣府さんの方で音頭をとっていただいて、場合によってはメーリングリストなんか普段稼働しなくても、それさえあれば何かの情報は内閣府さんがそれを音頭を取ってやるべきかどうか私はわかりませんが、全国組織でのメーリングリストみたいな情報交換の場があると、非常にスムーズに情報交換できるのではないかと思います。

○佐々木構成員 今の話に関連するんですけれども、私もこれをぱっと見て、年に1回か2回だろうなと思ったんです。企業の場合はそんなことやっていないです。うちの会社の場合は週に2回です。大阪は週に3回、心の相談日を設けていつでも行けます。これは会社としては社員を守らなければいけないから、それをやっているんです。会社を日本に置き換えたら、そういう場を持っておかなければいけないし、そういう場があるかもしれないけれども、皆さん気が付いていないです。気が付かせる、それでそういう体制をどうやったら効率的にお金がかからないで持てるのかというのは、私はちょっと大きな課題ではないかという感じがします。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 弁護士会、司法書士会で各種相談会というのはたくさん今、現状で通常の債務相談も、法律相談とか稼働しているものがありますので、それをうまく包括的な相談に格上げして運用していくという方法もありますから、全く新たに相談会をセッティングするばかりではないと思うんです。ですから、そういったものを各界あるいは全国組織を中心にして、大至急検討しなければいけないのではないかと思います。

○新里日本弁護士連合会副会長 寄り添いホットラインばかり言うとあれですけど、これは結局統一電話にかけて、なるべく地元で受けられるような仕組みにしているんです。そしてこの電話をどれほど、いわゆる統一電話ですから周知させていくかということもありまして、そこらを何らかの格好で広告媒体を使って、ただ、だれかやっていただくとしても、無料に近いようなボランティア的なことでやっていただくようなことができないかとか、ですから相談のレベルを上げることとともに、この番号だったら救われるような、そして更に言えば単に電話相談だけではなくて、その方が一番困っているところに手当てが同行支援という形で行っていますけれども、何に困っていらっしゃるのか。支援までするような仕組みを作っていければいいのかなと思って、まだこれも緒に就いたところで3月13日から始まったばかりで、それほど宣伝できる話でないのかもしれないですけども、4月から本格になるものですから、そこらとの連携も1つあり得るのかなと思っております。

○大塚構成員 司法書士会からの資料の中で、資料2の3ページに、各専門職種は自殺防止のゲートキーパーであることについて大綱へ具体的に明記と書いています。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 これなんです、大綱に今、我々も先ほど言ったように会内にまだまだ動こうと思って動かない人たちがたくさんいるんです。

まず最初によく政府の文書の中のくだりでよく出てきがちなのが「弁護士などを利用して」とか例えばあったとします。それが最近例えば「弁護士・司法書士などを利用して」とだんだんようになってきているように見受けますので、そこに載っていると載っていないでは我々もそれは説明のツールとして使いますので、何でやらなければいけないんだと言ってくる司法書士もいるんですけれども、その人にはここに書いてあるからと言えますので。

○大塚構成員 政治家の先生とかも入れて。

○清水日本司法書士会自死問題対策委員会委員 そういったものも想定しているんですが、そういったことに司法書士も弁護士さんもそうかもしれないですけれども、弱いですから、そういったものに載せていただくと、当然ほかの専門職種もずらっと書いていただくと効果があるのではないかと。大綱ですからやはりそれは絵に描いた餅ではないので、使ってこそ意味があると思いますから、使える内容のものにさせていただくと大変ありがたいかなと思います。

○大塚構成員 会社社長とか、労務担当管理者とかも全部書くということですね。

○村木自殺対策推進室長 そろそろお時間となります。大臣、最後に一言ございましたらお願いします。

○中川大臣 ありがとうございます。貴重なお話をいただき感謝しております。

先ほどのお話のように、大綱で更にブラッシュアップして、本当に効果のある政策に結び付けていく。これが大事なことだと思っておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。